

露店開設に伴う火災予防について！

1 発電機の使用について

★ 発電機の使用は、できる限り控えるとともに送電電気を利用するようにしてください。

やむを得ず発電機を使用する場合は、次のことに注意してください。

- (1) 発電機は、燃料容器、LPボンベ、可燃物等から離してください。
- (2) 事前に十分給油し、途中で給油の必要がないようにしてください。
- (3) 給油が必要な場合は、機器を停止させ、観客等から離れた安全場所で、燃料容器の圧力調整弁等により容器の内圧を抜いてから給油してください。
- (4) 燃料容器は消防法に定められた容器で、火気から離れ、高温や直射日光の当たらない場所で密栓し貯蔵してください。

2 火気器具の使用について

- (1) 器具の使用方法を十分理解し、不燃性の床、台又は板の上で使用してください。
- (2) 器具の近くには、可燃物を置かないようにしてください。
- (3) 消火器を準備して使用してください。

3 LPガスボンベの使用について

- (1) LPガスボンベは、火気器具等から2m以上離し、直射日光の当たらない通気の良い場所で、転倒しないように設置してください。
- (2) ガスのゴムホースは、ひび割れ等の劣化がないものを使用してください。
- (3) ガスのゴムホースは、ホースバンド等で締め付け接続してください。
- (4) ガスのゴムホースは、適正な長さで使用してください。

4 その他

「露店開設自主点検票」で自主点検してください。

宮津与謝消防組合消防本部（署）